

支給額 （令和7年4月から適用） 1級 56,800円

2級 37,830円

支給制限 受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は、支給が停止されます。又、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

支給月 4月・8月・11月

申請場所 福祉課

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

障がい福祉サービス

身体、知的、又は精神に障がいがある18歳未満のお子さんに対し、障がい福祉サービスの支給を行っています。事業者との契約により次のようなサービスを受けることができます。利用の希望がある場合は、事前にご相談ください。（サービスの内容によっては、町外でサービスを利用することになります。）

①放課後等デイサービス

デイサービス事業所に通い、機能訓練や集団生活への適応訓練等を受けることができます。

②児童発達支援

主に未就学の障がい児に対して、事業者に通い基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を受けることができます。

③保育所等訪問支援事業

事業者が保育所などに訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他の支援を受けることができます。

④短期入所（ショートステイ）

介護者の休息のため、又は介護者の病気等の場合、短期間施設へ入所することができます。

⑤居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けることができます。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783